明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産二一〇八）　一
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同二一〇九～二一三五）　九
〔公告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
国立研究開発法人科学技術振興機構入札、住宅型式性能認定、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　一三六
会社その他
会社決算公告　一三八